

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）11月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例
 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成22年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2(1)の部を次のように改める。

| | | | | | |
|------------------------|--------------------|---|------------|---|---------|
| (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅建築等計画（以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請 | 建築物を新築する場合 | 住宅が存する建築物（以下この表において「対象建築物」という。）の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 16,000円 |
| | | | | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 28,000円 |
| | | | | 対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 47,000円 |

| | | | |
|------------|--------------------------------|---|----------|
| に対する 審査 | と認められ た住宅に係 る計画であ る場合 | の | |
| | | 対象建築物の床面 積の合計が1,000 平方メートルを超 え3,000平方 メートル以内のも の | 90,000円 |
| | | 対象建築物の床面 積の合計が3,000 平方メートルを超 え5,000平方 メートル以内のも の | 133,000円 |
| | | 対象建築物の床面 積の合計が5,000 平方メートルを超 え1万平方メー トル以内のもの | 193,000円 |
| | | 対象建築物の床面 積の合計が1万平 方メートルを超え 2万平方メー トル以内のもの | 326,000円 |
| | | 対象建築物の床面 積の合計が2万平 方メートルを超え 3万平方メー トル以内のもの | 405,000円 |
| | | 対象建築物の床面 | 485,000円 |

| | | | | |
|--|------------------|---|---------------------|--|
| | | | 積の合計が3万平方メートルを超えるもの | |
| | 建築物を増築し、又は改築する場合 | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 24,000円 | |
| | | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 42,000円 | |
| | | 対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 70,000円 | |
| | | 対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 135,000円 | |
| | | 対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 199,000円 | |

| | | | |
|--------|------------|--|----------|
| | | の | |
| | | 対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 289,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 489,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 607,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 727,000円 |
| その他の場合 | 建築物を新築する場合 | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 55,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 126,000円 |

| | | | | |
|--|--|--|---|------------|
| | | | 対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 203,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 411,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 720,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 1,224,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 2,260,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 3,216,000円 |

| | | | | | |
|--|--|--|------------------|---|------------|
| | | | | 積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | |
| | | | | 対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 3,961,000円 |
| | | | 建築物を増築し、又は改築する場合 | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 82,000円 |
| | | | | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 189,000円 |
| | | | | 対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 304,000円 |
| | | | | 対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 616,000円 |
| | | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|---|------------|
| | | | 対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1,080,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 1,836,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 3,390,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 4,824,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 5,941,000円 |

別表第2(2)の部及び(3)の部中「を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額」を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|--------------|--|----------|
| (5) 認定長期優良住宅 | 長期優良住宅法第18条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に | 160,000円 |
|--------------|--|----------|

| | | |
|-----------------------------------|-------------------|--|
| 良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 | 関する特例の許可の申請に対する審査 | |
|-----------------------------------|-------------------|--|

別表第2中備考1を削り、備考2を備考1とし、同表備考3中「当該計画に係る住宅の数又は当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を」を削り、同備考を同表備考2とし、同表備考4を同表備考3とし、同備考の表を次のように改める。

| | | |
|------------|---|------------|
| 建築物を新築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 38,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 98,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 156,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 320,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 587,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 1,031,000円 |

| | | |
|----------------------|---|------------|
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 1,934,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 2,811,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 3,477,000円 |
| 建築物を増築し、 又は改築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 57,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 147,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 234,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 480,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 880,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 1,546,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 2,901,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計 | 4,216,000円 |

| | |
|-------------------------------------|--------------|
| が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | |
| 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 5, 215, 000円 |

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 <u>金額の欄に定める額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を<u>当該計画に係る住宅の数又は当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。</u></p> <p>4 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。</p> <p>【別記2 参照】</p> | <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を<u>_____</u></p> <p>_____</p> <p>加算した額とする。</p> <p>3 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。</p> <p>【別記2 参照】</p> |

【別記1】

(現行)

| 名称 | 事務の区分 | | | 金額 | |
|-------------------------------|---|---|-------------------|--|---|
| <p>(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p> | <p>長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請に対する審査</p> | <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「評価機関」という。)により長期優良住宅法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画(以下この表において「長期使用構造等適合計画」という。)である場合</p> | <p>建築物を新築する場合</p> | <p>住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p> | <p>16,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p> |
| | | | | <p>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> | <p>28,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p> |
| | | | | <p>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> | <p>47,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p> |
| | | | | <p>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</p> | <p>90,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p> |
| | | | | <p>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> | <p>133,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p> |
| | | | | <p>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</p> | <p>193,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p> |
| | | | | <p>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</p> | <p>326,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</p> |

| | | |
|------------------|---|------------------------------------|
| | 対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 405,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 485,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |
| 建築物を増築し、又は改築する場合 | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 24,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 42,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 70,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 135,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 199,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 289,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |

| | | | |
|---|------------|---|------------------------------------|
| | | 対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 489,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 607,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 727,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |
| 評価機関により住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する評価方法基準(市長が定めるものに限る。)に適合すると認められた住宅に係る計画(以下この表において「住宅性能評価適合計画」という。)である場合 | 建築物を新築する場合 | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。) | 20,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。) | 35,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの | 63,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が500平方メー | 102,000円を長期優良住宅建築等計画に係 |

| | | |
|-------------------------|---|--|
| | <u>トルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> | <u>る住宅の数で除して 得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> | <u>201,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して 得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> | <u>331,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して 得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u> | <u>498,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して 得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u> | <u>900,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して 得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u> | <u>1,212,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して 得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u> | <u>1,485,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して 得た額</u> |
| <u>建築物を増築し、又は改築する場合</u> | <u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる</u> | <u>30,000円</u> |

| | |
|--|---|
| <u>ものを含む。)に限る。)</u> | |
| <u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。)</u> | <u>52,000円</u> |
| <u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</u> | <u>94,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| <u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> | <u>153,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| <u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> | <u>301,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| <u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> | <u>496,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| <u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u> | <u>747,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| <u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メー</u> | <u>1,350,000円を長期優良住宅建築等計画に</u> |

| | | | |
|---|-------------------|--|---|
| | | <u>トルを超え2万平方メートル以内のもの</u> | <u>係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u> | <u>1,818,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u> | <u>2,227,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| <u>長期優良住宅建築等計画である場合(長期使用構造等適合計画又は住宅性能評価適合計画である場合を除く。)</u> | <u>建築物を新築する場合</u> | <u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> | <u>55,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> | <u>126,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> | <u>203,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> | <u>411,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> | <u>720,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メ</u> | <u>1,224,000円を長期優良住宅建築等計画に</u> |

| | | |
|-------------------------|--|---|
| | <u>一トルを超え1万平方メートル以内のもの</u> | <u>係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u> | <u>2,260,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u> | <u>3,216,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u> | <u>3,961,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| <u>建築物を増築し、又は改築する場合</u> | <u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> | <u>82,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> | <u>189,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> | <u>304,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> | <u>616,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平</u> | <u>1,080,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除し</u> |

| | | | | |
|--------------------------|--|------------|---|---|
| | | | <u>方メートル以内のもの</u> | <u>て得た額</u> |
| | | | <u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u> | <u>1,836,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | | <u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u> | <u>3,390,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | | <u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u> | <u>4,824,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | | <u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u> | <u>5,941,000円を長期優良住宅建築等計画に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| (2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 建築物を新築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | <u>9,100円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | <u>17,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | <u>30,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の | <u>55,000円を長期優良住宅建築等計画の変</u> |

| | | |
|------------------|---|---|
| | 合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | <u>更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 86,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 135,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 221,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 265,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 310,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| 建築物を増築し、又は改築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 13,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル | 25,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で</u> |

| | |
|---|---|
| ルを超え500平方メートル以内のもの | <u>除して得た額</u> |
| 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 45,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 82,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 129,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 202,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 331,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 397,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額</u> |
| 対象建築物の変更に係る部分の床面積の | 465,000円を <u>長期優良住宅建築等計画の変</u> |

| | | 合計が3万平方メートルを超えるもの | 更に係る住宅の数で 除して得た額 |
|--|--|--|---------------------------------------|
| (3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | 長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 16,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 28,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 47,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 90,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 133,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 193,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 326,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 405,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |

| | | | |
|--|--|--------------------------------------|---------------------------------------|
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 485,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | | |

(改正案)

| 名称 | 事務の区分 | | | 金額 | |
|------------------------|---|---|--|---|----------|
| (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 長期優良住宅建築等計画(以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請に対する審査 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅建築等計画第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画である場合 | 建築物を新築する場合 | 住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 16,000円 |
| | | | | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 28,000円 |
| | | | | 対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 47,000円 |
| | | | | 対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 90,000円 |
| | | | | 対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 133,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 193,000円 | |

| | | |
|-------------------------|--|-----------------|
| | <u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u> | <u>326,000円</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u> | <u>405,000円</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u> | <u>485,000円</u> |
| <u>建築物を増築し、又は改築する場合</u> | <u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> | <u>24,000円</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> | <u>42,000円</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> | <u>70,000円</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> | <u>135,000円</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> | <u>199,000円</u> |
| | <u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メ</u> | <u>289,000円</u> |

| | | | |
|---------------|-------------------|--|-----------------|
| | | <u>一トルを超え1万平方メートル以内のもの</u> | |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u> | <u>489,000円</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u> | <u>607,000円</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u> | <u>727,000円</u> |
| <u>その他の場合</u> | <u>建築物を新築する場合</u> | <u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> | <u>55,000円</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> | <u>126,000円</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> | <u>203,000円</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> | <u>411,000円</u> |
| | | <u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> | <u>720,000円</u> |

| | | | |
|--|------------------|---|------------|
| | | 対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 1,224,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 2,260,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 3,216,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 3,961,000円 |
| | 建築物を増築し、又は改築する場合 | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 82,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 189,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 304,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 616,000円 |
| | | 対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平 | 1,080,000円 |
| | | | |

| | | | | |
|--------------------------|---|------------|---|------------|
| | | | 方メートル以内のもの | |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 1,836,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 3,390,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 4,824,000円 |
| | | | 対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 5,941,000円 |
| (2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査 | 建築物を新築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 9,100円 |
| | | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 17,000円 |
| | | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 30,000円 |
| | | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メー | 55,000円 |

| | | |
|------------------|---|----------------|
| | トルを超え3,000平方メートル以内のもの | _____ |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 86,000円 _____ |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 135,000円 _____ |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 221,000円 _____ |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 265,000円 _____ |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 310,000円 _____ |
| 建築物を増築し、又は改築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 13,000円 _____ |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メー | 25,000円 _____ |

| | |
|---|----------------------------------|
| トル以内のもの | |
| 対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が500平方メー トルを超え1,000平方メ ートル以内のもの | 45,000円 _____ _____ _____ |
| 対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が1,000平方メー トルを超え3,000平方 メートル以内のもの | 82,000円 _____ _____ _____ |
| 対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が3,000平方メー トルを超え5,000平方 メートル以内のもの | 129,000円 _____ _____ _____ |
| 対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が5,000平方メー トルを超え1万平方メ ートル以内のもの | 202,000円 _____ _____ _____ |
| 対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が1万平方メー トルを超え2万平方メ ートル以内のもの | 331,000円 _____ _____ _____ |
| 対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が2万平方メー トルを超え3万平方メ ートル以内のもの | 397,000円 _____ _____ _____ |
| 対象建築物の変更に 係る部分の床面積の 合計が3万平方メー | 465,000円 _____ _____ _____ |

| | | ルを超えるもの | |
|--|--|--|----------|
| (3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | 長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 16,000円 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 28,000円 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 47,000円 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 90,000円 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 133,000円 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 193,000円 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 326,000円 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 405,000円 |
| | | 対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計 | 485,000円 |

| | | |
|---|--|-----------------|
| | 計が3万平方メートルを超えるもの | |
| | | |
| (5) <u>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</u> | <u>長期優良住宅法第18条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</u> | <u>160,000円</u> |

【別記2】

(現行)

| | | 区分 | 金額 |
|-----------------|------------|---|---------------------------------------|
| 住宅性能評価適合計画である場合 | 建築物を新築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。) | 3,400円 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。) | 6,700円 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの | 35,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 55,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 111,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 198,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 305,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 574,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 807,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床 | 1,000,000円を長期優良住宅建築 |

| | | |
|------------------|---|---|
| | 面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| 建築物を増築し、又は改築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。) | 5,100円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に限る。) | 10,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの | 52,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 82,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 166,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 297,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 457,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 861,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 1,210,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床 | 1,500,000円を長期優良住宅建築 |

| | | | |
|-------------------------------|----------------------------------|---|---|
| | | 面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| 住宅性能評価適合計画以外の長期優良住宅建築等計画である場合 | 建築物を新築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 38,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 98,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 156,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 320,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 587,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 1,031,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 1,934,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 2,811,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 3,477,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | 建築物を増築し、又は改築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超 | | 147,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除 |

| | | |
|--|---|---|
| | え500平方メートル以内のもの | して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 234,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 480,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 880,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 1,546,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 2,901,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 4,216,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 5,215,000円を長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の数で除して得た額 |

(改正案)

| | 区分 | 金額 |
|------------|---|----------|
| 建築物を新築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 38,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 98,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 156,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床 | 320,000円 |

| | | |
|------------------|---|------------|
| | 面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 587,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの | 1,031,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 1,934,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 2,811,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 3,477,000円 |
| 建築物を増築し、又は改築する場合 | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 57,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 147,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 234,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 480,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 880,000円 |
| | 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを | 1,546,000円 |

| | |
|---|------------|
| 超え1万平方メートル以内のもの | |
| 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの | 2,901,000円 |
| 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの | 4,216,000円 |
| 対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの | 5,215,000円 |

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(概要)

令和3年5月28日公布

参考資料 1

背景・必要性

- 多世代にわたり良質な住宅が引き継がれる住宅循環システムの普及・定着を図り、脱炭素社会の実現にも貢献していくため、長期優良住宅の普及促進と住宅の円滑な取引環境の整備(特に紛争処理機能の強化)が必要。

【長期優良住宅の認定実績】

| | ストックベース (2008-2019) | 新築ベース (2019) |
|------|-------------------------|---------------------------|
| 合計 | 113万戸(2%) ^{※1} | 10.7万戸(12%) ^{※2} |
| 戸建住宅 | 111万戸 | 10.6万戸(25%) ^{※2} |
| 共同住宅 | 2万戸 | 0.1万戸(0.2%) ^{※2} |

※1 居住世帯のあるストック総数約5,400万戸(国住宅土地統計調査)に占める割合

※2 新築住宅着工全体に占める割合

法案の概要 (長期優良住宅法・住宅品質法の改正関係)

① 認定対象の拡大等

- 共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更(住棟認定の導入)
※併せて、省エネルギー性能の向上のための基準の見直し【告示改正】
- 共同住宅の認定基準の合理化等【告示改正】
(賃貸住宅の特性を踏まえた基準の設定等)
- 良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度を創設

② 認定手続の合理化

- 住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施

③ 頻発する豪雨災害等への対応

- 認定基準に災害リスクに配慮する基準を追加(災害の危険性が特に高いエリアを認定対象から除外等)

【長期優良住宅の認定基準】



【目標・効果】 優良な住宅ストック形成、住宅の円滑な取引環境の整備を通じて、質の高い既存住宅の流通を促進 (KPI) 認定長期優良住宅のストック数 113万戸(R1) ⇒ 約250万戸(R12)

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の概要

①共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定申請する仕組みから、住棟で一括して認定申請する仕組みに変更。

これまでは住棟ごとの手数料を住戸数で除した金額を住戸ごとの手数料としていたが、この計算が不要になるため、その計算に係る文言を削除する。

| | | |
|--------------------|--|--|
| 建築物を 新築する 場合 | 対象建築物の床面積の合計が 200 m ² 以内のもの | 16,000 円を長期優良住宅建築等計画 に係る住宅の数で除して得た額 |
| | 対象建築物の床面積の合計が 200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの | 28,000 円を長期優良住宅建築等計画 に係る住宅の数で除して得た額 |
| | | |

↑
下線部を削除。

②民間の評価機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準を併せて実施できるように変更。

住宅性能評価書を取得した場合の手数料が適合証を取得した場合の手数料と同額になるため、「住宅性能評価適合計画である場合」の金額設定を削除する。

認定における審査項目(改正前)

| 申請ルート (技術審査) | 長期使用構造等 | | 維持保全 計画等 |
|-----------------|---------|------|-------------|
| | 性能評価 | 長期独自 | |
| あり(適合証) | — | — | ○ |
| あり(評価書) | — | ○ | ○ |
| なし | ○ | ○ | ○ |

⇒

認定における審査項目(改正後)

| 申請ルート (技術審査) | 長期使用構造等 | | 維持保全 計画等 |
|-----------------|---------|------|-------------|
| | 性能評価 | 長期独自 | |
| あり(確認書) | — | — | ○ |
| あり(評価書) | — | — | ○ |
| なし | ○ | ○ | ○ |

※表中の「—」は、あらかじめ評価機関により技術審査がなされているため、審査を省略する項目。

③容積率の特例許可制度の導入(長期優良住宅に係る総合設計制度)

建築基準法第59条の2に規定する総合設計制度とほぼ同様の基準・審査内容であるため、これと同額で新規に定める。

| | | |
|--|--|-----------|
| (5) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 | 長期優良住宅法第18条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例 | 160,000 円 |
|--|--|-----------|